

方法書の審査書(案)

事業名		(仮称)南越前・敦賀風力発電事業
事業者名		株式会社 グリーンシェルター
事業実施区域		福井県南条郡南越前町、敦賀市
事業特性	事業の内容	風力発電所設置事業 ・風力発電所出力:20,700kW ・風力発電機の台数:2,300kW級×9基 ・ブレード中心高さ:78m ・ローター直径:82m
	工事の内容	工事用資材の搬出入として、一般工事用資材、風力発電機等の長大物及び工事関係者の通勤がある。 建設機械の稼働として、土木基礎工事、電気工事、風力発電機据付工事等がある。
地域特性	大気質	対象事業実施区域及びその周囲では、平成22年度において、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素ともに全ての地点で環境基準に適合している。浮遊粒子状物質は、長期的評価では全ての地点で環境基準に適合しているが、短期的評価では10測定地点中4地点で環境基準に適合していない。光化学オキシダントは全ての地点で環境基準に適合していない。
	騒音・超低周波音	<一般環境騒音調査> 敦賀市内の3地点で騒音の状況に関する測定が実施されており、昼間は全ての地点で環境基準に適合しているが、夜間は環境基準に適合していない地点がある。 <道路交通騒音調査> 敦賀市内の3地点で道路交通騒音測定が実施されており、1地点で昼間、夜間共に環境基準に適合しているが、2地点は昼間、夜間共に環境基準に適合していない。
	振動	福井県では、振動の常時監視は行われていない。
	水質	対象事業実施区域及びその周辺の主要な河川は、北東側に鹿蒜川(一級河川)、下流で合流する日野川(一級河川)、南西側に木の芽川(一級河川)、下流で合流する 笙の川(一級河川)があり、木の芽川は「木の芽橋」、笙の川は「三島橋」で水質測定が行われており、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目は全て環境基準に適合している。また、両河川は「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」の「類型A」に指定されており、大腸菌群数を除く全ての項目が環境基準に適合している。
	底質	対象事業実施区域及びその周辺には、河川の水底の底質におけるダイオキシン類の測定地点が笙の川、木の芽川に設定されており、測定結果は、両地点とも環境基準に適合している。

地形・地質	【地形の状況】 対象事業実施区域は福井県の嶺北地方と嶺南地方とを分ける山地の稜線に位置している。稜線の西側は日本海に向けて急峻な斜面となっており、東側も滋賀県との境界付近で急斜面を形成している。 【地質の状況】 対象事業実施区域の表層地質は、主に頁岩及び花崗岩質岩石からなる。
動物	対象事業実施区域及びその周辺では、重要な種として哺乳類4種、鳥類43種、爬虫類7種、両生類8種及び昆虫類60種の合計112種が確認されている。
植物	対象事業実施区域には鉢伏山から延びる標高 600～700m の尾根が存在し、その尾根沿いにブナクラス域代償植生のオオバクロモジ・ミズナラ群集、ユキグニツバツツジ・コナラ群集や耕作地植生のスギ・ヒノキ・サワラ植林等が広がっている。 対象事業実施区域及びその周辺において、シダ植物12科17種、種子植物56科123種が確認されている。重要な種を選定した結果、68科140種が確認された。
生態系	対象事業実施区域及びその周辺は、オオバクロモジ・ミズナラ群集、ユキグニツバツツジ・コナラ群集からなる落葉広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林からなる人工林が大部分を占めることから、対象事業実施区域及びその周辺の生態系は、樹林環境を基盤として成立しているものと推測される。 水田雑草群落や自然低木林、ササ草原等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類やノウサギ、ニホンジカ、カモシカ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類が存在する。また、第二次消費者として昆虫類を捕食するコウモリ類も存在する。第三次消費者としてはカラ類やキツツキ類等の鳥類、ネズミ類やニホンリス等小型哺乳類、カエル類やカナヘビ等の両生・爬虫類が、第四次消費者としてはシマヘビ等のヘビ類が存在する。さらに、これらを餌とする最上位の消費者としてイヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛禽類やテン、キツネ等の中型哺乳類が存在する。
景観	対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点として、「道の駅河野」、「一ノ瀬山荘」、「水島海水浴場」等がある。
触れ合いの活動の場	対象事業実施区域及びその周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、対象事業実施区域近傍では「木の芽峠」が挙げられる。
廃棄物等	対象事業実施区域及びその周辺の中間処理施設及び最終処分施設の施設数は、敦賀市が中間処理施設 9、最終処分施設 1、南越前町がともに 0、越前市が中間処理施設 21、最終処分施設 0、滋賀県長浜市が中間処理施設 12、最終処分施設 0 となっている。

	その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)	対象事業実施区域及びその周辺の学校、病院・福祉施設等の環境保全上配慮の必要がある施設等として、対象事業実施区域の敷地境界から西約 2km 付近に東浦保育園、東浦小学校及び東浦中学校がある。
環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
調査・予測・評価の手法	方法書P.161～P.211参照	
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見	住民意見の概要及び事業者見解：資料2-4-3参照 関係都道府県知事意見：資料2-4-4参照	
審査結果	環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載。	
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。	

表 4.1-2 対象事業に係る環境影響評価の項目

影 響 要 因 の 区 分 環 境 要 素 の 区 分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働
環境の自然的要素構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○			○
			低周波音					○
		振動	振動	○	×			
	水環境	水質	水の濁り		×	○		
		底質	有害物質		×			
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×	
		その他	風車の影					○
			電波障害					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○		
		海域に生息する動物			×	×		
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○		
		海域に生育する植物			×	×		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び観光資源並びに主要な眺望景観				○	
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○			
		残土			×			
	温室効果ガス			○	○			○

注) 1. ■■■■ は、平成 24 年 7 月 31 日経済産業省令第 57 号の別表第 5 の参考項目であることを示す。

2. 「○」は、環境影響評価の項目として選定する項目であることを示す。

3. 低周波音、電波障害及び温室効果ガスの項目は、「風力発電のための環境影響評価マニュアル（第 2 版）」の評価項目である。